

食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の内容変更届 審査基準

【事務の根拠】

○食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第十六条
法第四十八条第六項第三号の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）の設置者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

【参考条文】

○令第九条第一項第一号

食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者

○食品衛生法（昭和二十三年法律第二百三十三号。）第四十八条第六項第三号

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

三 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。）第五十三条

令第十六条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号（法別表の第二欄に掲げる機械器具に係るものに限る。）、第十号及び第十一号に掲げるものとする。

○施行規則第五十一条第一号から第三号、第五号から第十一号

令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 養成施設の名称及び所在地

二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日

三 養成施設の長の氏名及び住所

五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別

六 入学定員

七 入学資格及び時期

八 修業年限

九 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録

十 校地及び校舎の図面及び配置図

十一 学則